

2020 年度厳冬期の知床五湖エコツアー事業について

(1) 事業名

「厳冬期の知床五湖エコツアー」事業

(2) 事業目的

厳冬期における知床の自然の魅力や価値を多くの人に伝えることや冬期におけるエコツアープログラム及び自然ガイド事業の充実を図り冬期の知床への来訪動機を高め、地域活性化に努める。

(3) 事業実施主体など

主 催 : 知床五湖冬期適正利用協議会 (以下、協議会という)

構成団体 : ・(公財) 知床財団・(一財) 自然公園財団知床支部・知床自然保護協会・釧路自然環境事務所・知床ガイド協議会・斜里町・(特非) 知床斜里町観光協会

事務局 : 釧路自然環境事務所・斜里町・知床ガイド協議会・知床斜里町観光協会

オブザーバー : オホーツク総合振興局 建設管理部

オホーツク総合振興局 産業振興部 商工労働観光課

オホーツク総合振興局 保健環境部 環境生活課

知床森林生態系保全センター 網走南部森林管理署

(4) 事業期間

2021年1月25日(月) ~ 3月10日(水) 45日間

(5) 利用の形態及びアクセス

道道知床公園線岩尾別橋ゲートより引率指導者及び事業所の車両で知床五湖まで移動し、知床五湖周辺を徒歩(スキー・スノーシュー)で散策する。

- ① 引率指導者が随行する知床五湖園地内の散策。
- ② 散策の手段は、歩くスキー又はスノーシューのいずれかとする。
- ③ 散策のコースは、知床五湖冬期適正利用協議会が設定したコースを外れないこと。
(厳冬期の知床五湖エコツアー散策コース・・・・・・・・別紙①)
- ④ スタート時の静寂性の確保に配慮すること。(スタート時間の調整等)
- ⑤ 知床五湖園地までのアクセスは、引率指導者の運転する送迎車両とする。
(引率指導者車両の駐車スペース及び散策コース出入り口への導線・・・・・・・・別紙②)

(6) 利用の基準及びルール

- ① 利用時間は、8時30分 ~ 16時30分(岩尾別橋ゲート起点)とする。
- ② 引率指導者1名あたりの参加者は、10名以内とする。

- ③ 出発する時点において、斜里町に大雪、暴風雪警報のいずれかが発令されている場合は、利用を中止する。
- ④ 出発後においても、協議会は气象台が発表する気象情報や気象予報に最大限留意し、引率指導者は気象状況の変化に適切に対応する。
- ⑤ ツアー中にトラブルが発生した場合は、引率指導者は速やかに協議会に連絡し、協議会は緊急連絡網を通じ関係機関等へ連絡を行う。
- ⑥ 冬期利用は登山道のような奥地(バックカントリー)利用であることや自然環境への配慮や安全対策について、各引率指導者及び事業所が責任を持って参加者に対し周知する。

(7) 運用方法1：引率指導者の要件

以下の7項目の要件を満たしたものを引率指導者として、協議会において登録認定する。

- ① 知床ガイド協議会の会員であること。
- ② 「引率指導者認定確認用チェックシート」を理解し、遵守する旨署名捺印した者。
- ③ 知床エコツーリズムガイドライン及び知床半島中央部地区利用の心得を理解した者。
- ④ ガイド歴2年以上（生業として有償のガイド）又はそれに準じる資格を有する者。
- ⑤ 本人又は所属事業所が損害賠償保険1事故3億円以上に加入している者。
- ⑥ 知床五湖冬期利用に関する事故対応マニュアルを引率指導者本人又は所属事業所が作成し、協議会が承認していること。
- ⑦ 知床五湖冬期利用に関する事前説明会を受講した者。なお、事業所の責任において代表者が受講することも可とする。

(8) 運用方法2：利用のルール（前日まで）

- ① 参加申し込みにあたっては、ガイド事業所（引率指導者）が直接申込を受ける。
- ② 参加者と連絡調整後、実施を予定する日の出発1時間前までに web システムの参加人員報告書（実施予定報告書）に入力する。
- ③ 引率指導者1名につき参加者10名を上限とする。

(9) 運用方法3：利用システム(当日)

- ① 出発時間 1回目：8時30分 2回目：13時00分（岩尾別橋ゲート出発）とする。
- ② 出発する時点において、斜里町に大雪・暴風雪警報が発令されている場合は利用を中止する。出発後においても、協議会（ツアー管理受託者）は气象台が発表する気象情報や気象予報に最大限留意するとともに、引率指導者は出発後の気象状況の変化に適切に対応する。
- ③ 当日、ツアーを催行する引率指導者は、協議会（ツアー管理受託者）に対し引率指導者認定書を提示すると共に参加人員報告書（最終分）を提出する。
- ④ 協議会（ツアー管理受託者）は提出された参加人員報告書（最終分）の内容を照会した後、引率指導者に対して無線機を渡す。
- ⑤ 引率指導者は、帰着後速やかに協議会（ツアー管理受託者）へ必要な報告を行い、無線機を返却する。

- ⑥ 引率指導者は、ツアー完了当日の20時(厳守)までに、webシステムの完了報告書に入力する。
- ⑦ ツアー中にトラブルが発生した場合、引率指導者は「厳冬期の知床五湖エコツアー安全管理規則」に基づき対応するとともに、速やかに協議会(ツアー管理受託者)へ連絡する。
- ⑧ 予定時刻を過ぎても帰着報告がない場合、協議会(ツアー管理受託者)は、遭難の可能性を含めて関係者と情報共有を図るとともに所要の対応を図る。なお、捜索・救出に伴う経費(人件費・交通費・装備費・食料等)はすべて当該引率指導者又はその所属事業所の負担とする。

(10) 運用方法4：事前説明と引率指導者認定の手続き

- ① 事業所(個人)ごとに「引率指導者認定確認用チェックシート及び引率指導者一覧表」に記入押印し協議会へ提出する。なお、提出された「引率指導者認定確認用チェックシート及び引率指導者一覧表」に基づき、知床五湖冬期適正利用協議会において承認する。

(11) 安全管理対策

- ① 知床五湖冬期適正利用協議会は「厳冬期の知床五湖エコツアー安全管理規則」を定め、関係者はこれを遵守する。

(12) その他配慮事項

- ① 引率指導者は、当該事業開始前に協議会が行うコース設営並びに安全確認作業に対し協力する。
- ② 引率指導者は、当該ツアーのモニタリングのために、協議会が実施する利用者アンケート調査に協力する。
- ③ 引率指導者は、ヒグマの痕跡などを確認した場合は、すみやかに協議会(ツアー管理受託者)に報告し、関係機関において利用の継続について協議する。
- ④ 引率指導者は、ツアー参加者の車両については、岩尾別橋ゲート前や道路上に駐車しないように指導するとともに、除雪の支障にならないように留意する。
- ⑤ 引率指導者以外の立入については(通行規制道路を通行しなければ)問題はありませんが、服装や装備において遭難等の事故が想定される場合や、樹木の損傷やテント設営など明らかな違法行為が目の前で行われている場合のみ注意喚起を促すこととし、立入自体については言及しないこととする。